本号で公布された法令のあらまし

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第六六号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二六年三月二三日から施行することとした。

◇航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令（政令第六七号）（経済産業省）

1　航空機の製造及び修理の事業に係る規制の対象とならない航空の用に供することができる機械器具の範囲を、飛行機及び回転翼航空機であって構造上人が乗ることができないもののうち、総重量が一〇〇キログラム未満のものから一五〇キログラム未満のものに拡大することとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二六年四月一五日から施行することとした。

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六八号）（経済産業省）

1　第一種特定化学物質として、六・七・八・九・十・十一―ヘキサクロロ―一・五・五ａ・六・九・九ａ―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピン＝三―オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）及びヘキサブロモシクロドデカンを追加指定することとした。（第一条関係）

2　第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ヘキサブロモシクロドデカンについて、防炎性能を与えるための処理をした生地等を追加指定することとした。（第七条関係）

3　この政令は、平成二六年五月一日から施行することとした。ただし、第七条の改正規定は、同年一〇月一日から施行することとした。

◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（政令第六九号）（厚生労働省）

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

1　国民健康保険組合に対して国が負担する事務費負担金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を改定することとした。

2　平成二五年度の国民健康保険組合における療養給付費等に対する国庫補助金については、平成二五年三月一日から平成二六年二月二八日までの間における療養の給付等に要した費用の額に基づいて算定するとともに、当該国庫補助金の一部については平成二六年度において補助することとする特例を設けることとした。

二　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を改定することとした。

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

2　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

四　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十六号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十三号の項中「愛知県額田郡幸田町大字芦谷字山ノ田四十三番一」を「蒲郡市清田町上大内六十七番四」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年三月二十三日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十七号

航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空機製造事業法施行令（昭和二十七年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「とう載物」を「搭載物」に、「とう載した」を「搭載した」に、「百キログラム」を「百五十キログラム」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月十五日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三